

動薬協会発 131 号
令和 4 年 1 月 28 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（3 消安第 5760 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第5760号
令和4年1月26日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。



(写)

3 消安第5760号
令和4年1月26日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

昨日(25日)、千葉県内のおひる農場において、産卵率低下、食欲不振及び緑色便の症状が見られた旨、千葉県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日(26日)、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該おひるについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策については、「異常家きんを発見した場合の早期通報及び都道府県から動物衛生課への早期報告の徹底について」(令和3年12月12日付け3消安第4846号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)等において、日々の健康観察を行い、特定症状や、産卵率低下、元気消失といった異状が見られた場合には家畜保健衛生所に早期通報を行うよう指導をお願いしているところです。

今回のおひるでの発生事例を踏まえ、改めて鶏、おひる等の家きん飼養者に対し、日頃の飼養衛生管理徹底への取組や綿密な健康観察を実施するとともに、死亡の増加はなくとも産卵率低下や食欲不振等の普段とは異なる症状を認める場合には速やかに家畜保健衛生所に報告するよう、指導いただきますようよろしくお願いいたします。

以上